七ヶ浜町個人情報の保護に関する法律施行条例

（趣旨）

第１条　この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号）で使用する用語の例による。

　（開示請求に係る手数料）

第３条　法第８９条第２項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

２　保有個人情報が記録されている公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

　（審査会への諮問）

第４条　町の機関（議会を除く。以下同じ。）は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、七ヶ浜町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成２８年七ヶ浜町条例第２１号）第２条に規定する七ヶ浜町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1)　この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2)　法第６６条第１項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3)　前２号に掲げるもののほか、町の機関における個人情報の取扱いに関す

る運用上の細則を定めようとする場合

　（実施状況の公表）

第５条　町長は、毎年１回、町の機関における個人情報保護制度の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

　（委任）

第６条　この条例の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（旧個人情報保護条例の廃止）

第２条　七ヶ浜町個人情報保護条例（平成２８年七ヶ浜町条例第２０号。以下「旧個人情報保護条例」という。）は、廃止する。

　（旧個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

第３条　次に掲げる者に係る旧個人情報保護条例の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報保護条例第２条第２号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

　(1)　前条の規定の施行の際現に旧個人情報保護条例第２条第１号に規定す

る実施機関（以下この条において「旧実施機関」という。）の職員である者

（以下この条において「旧実施機関の職員であるもの」という。）又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者（以下この条において「旧実施機関の職員であった者」という。）のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

　(2)　前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委

託を受けた業務に従事していた者

２　前条の規定の施行の日前に旧個人情報保護条例第１４条第１項、第２６条第１項又は第３３条第１項の規定による請求がされた場合における旧個人情報保護条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

３　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報保護条例第２条第５号イに規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

(1)　旧実施機関の職員である者又は旧実施機関の職員であった者

(2)　第１項第２号に掲げる者

４　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報保護条例第２条第４号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第３者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

第４条　附則第２条の規定により旧個人情報保護条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（旧特定個人情報保護条例の廃止）

第５条　特定個人情報の保護に関する条例（平成２７年七ヶ浜町条例第３２号。以下「旧特定個人情報保護条例」という。）は、廃止する。

（旧特定個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

第６条　次に掲げる者に係る旧特定個人情報保護条例の規定によるその業務に関して知り得た旧特定個人情報保護条例第２条第４号に規定する特定個人情報（以下「旧特定個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

　(1)　前条の規定の施行の際現に旧特定個人情報保護条例第２条第１号に規定する実施機関（以下この条において「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧特定個人情報の取扱いに従事していた者

　(2)　前条の規定の施行前において旧実施機関から旧特定個人情報の取扱い

の委託を受けた業務に従事していた者

２　前条の規定の施行の日前に旧特定個人情報保護条例第１６条第１項、第２７条第１項又は第３４条第１項の規定による請求がされた場合における旧特定個人情報保護条例に規定する保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

（個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第７条　個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年七ヶ浜町条例第３７号）の一部を次のように改める。

　第２条中「特定個人情報の保護に関する条例（平成２７年七ヶ浜町条例第３２号）」を「番号法」に改める。

第３条第１項第２号中「実施機関」を「町長及び教育委員会（以下「実施機関」という。）」に改め、同項中第３号を削り、第４号を第３号とする。

（七ヶ浜町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第８条　七ヶ浜町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成２８年七ヶ浜町条例第２１号）の一部を次のように改める。

第２条第１項各号列記以外の部分中「条例」を「法令」に改め、同項第２号及び第３号を次のように改める。

(2)　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１０５条第３項において準用する同条第１項

 (3)　七ヶ浜町議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年七ヶ浜町条例第

号）第４５条第１項

第３条第１号を次のように改める。

(1)　実施機関　次に掲げる機関をいう。

　ア　七ヶ浜町情報公開条例第２条第１号に規定する実施機関

　イ　七ヶ浜町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年七ヶ浜町条

例第　号）第４条に規定する町の機関（議会を除く。）

　 ウ　七ヶ浜町議会の個人情報の保護に関する条例第１条に規定する議会

第３条第２号中「、七ヶ浜町個人情報保護条例第４条第３項、同条例第４条

第５項第９号、同条例第６条第２項第７号、同条例第９条ただし書、同条例第３９条第１項、特定個人情報の保護に関する条例第４０条第１項」を「、個人情報の保護に関する法律第１０５条第３項において準用する同条第１項、七ヶ浜町議会の個人情報の保護に関する条例第４５条第１項」に改め、同条第４号を次のように改める。

　(4)　保有個人情報　次に掲げるものをいう。

　　ア　個人情報の保護に関する法律第７８条第１項第４号、第９４条第１項若しくは第１０２条第１項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は前条第２項の諮問に係る保有個人情報（同法第６０条第１項に規定する保有個人情報をいう。）

　　イ　七ヶ浜町議会の個人情報の保護に関する条例第２０条第５号ア、第３５条第１項若しくは第４２条第１項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は前条第２項の諮問に係る保有個人情報（同条例第２条第４項に規定する保有個人情報をいう。）

　第３条第５号を削る。

第７条第１項中「、保有個人情報又は保有特定個人情報」を「又は保有個人情報」に改め、同条第３項中「、保有個人情報に含まれている情報又は保有特定個人情報」を「又は保有個人情報」に改める。

第１０条中「、保有個人情報若しくは保有特定個人情報」を「又は保有個人情報」に改める。

（七ヶ浜町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置）

第９条　前条の規定の施行の際現に同条の規定の施行前から七ヶ浜町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の委員である者又は同条の規定の施行前において審査会の委員であった者に係る改正前の七ヶ浜町情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「旧審査会条例」という。）第５条第４項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

２ 前条の規定の施行前に旧個人情報保護条例及び旧特定個人情報保護条例の規定による諮問がされた場合における旧審査会条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

３ 前条の規定の施行前にした行為に対する旧審査会条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

４ 第１項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

５ 前項の規定は、町の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。